

議案第41号

逗子市市税条例の一部改正について

逗子市市税条例の一部を次のように改正する。

平成30年6月8日提出

逗子市長 平井 竜一

逗子市市税条例の一部を改正する条例

逗子市市税条例（昭和49年逗子市条例第35号）の一部を次のように改正する。

附則第26項中第17号を第18号とし、第16号の次に次の1号を加える。

(17) 法附則第15条第47項に規定する条例で定める割合は、零とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の逗子市市税条例附則第26項第17号の規定は、生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日以後に取得される地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第47項に規定する機械装置等に対して課すべき平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

（提案理由）

地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）が平成30年4月1日に施行されたことに伴い、特定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置の割合を規定する要あるため提案する。